

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 8 月 5 日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 関 怜 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 26 日から 令和 8 年 9 月 2 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 9 月 8 日 午前 10 時 00 分 宇都宮地方裁判所売却場（1 階）
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 2 日 午前 10 時 00 分 宇都宮地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 8 年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 9 月 11 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 8 月 5 日から入札期間終了まで当庁競売物件閲覧室に備え置きます。なお、当庁栃木支部、真岡支部管轄の事件については、各支部にも、それぞれ写しを備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	10,831,000 8,664,800	一括	2,166,200	72,991	0
1	229,000				
2	7,569,000				
3	3,033,000				
				</	

物 件 目 録

- 1 所 在 宇都宮市東谷町字欠塚
 地 番 2 3 5 番 4
 地 目 宅地
 地 積 22. 21 平方メートル

- 2 所 在 宇都宮市東谷町字欠塚
 地 番 2 3 6 番 2
 地 目 宅地
 地 積 734. 28 平方メートル

- 3 所 在 宇都宮市東谷町字欠塚 2 3 6 番地 2
 家屋 番号 2 3 6 番 2
 種 類 居宅
 構 造 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 115. 44 平方メートル
 2 階 74. 63 平方メートル
 (未登記附属建物)
 種 類 物置
 構 造 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 約 9. 72 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 8年 6月18日

宇都宮地方裁判所

裁判所書記官 関 怜 美

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------|
| 1 | 所 在 | 宇都宮市東谷町字欠塚 |
| | 地 番 | 2 3 5 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 22. 21 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-----|----------------|
| 2 | 所 在 | 宇都宮市東谷町字欠塚 |
| | 地 番 | 2 3 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 734. 28 平方メートル |
-
- | | | |
|---|-------|---|
| 3 | 所 在 | 宇都宮市東谷町字欠塚 2 3 6 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 2 3 6 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 115. 44 平方メートル
2 階 74. 63 平方メートル |
- (未登記附属建物)
- | | | |
|--|-------|------------------|
| | 種 類 | 物置 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 約 9. 72 平方メートル |

令和8年(ケ)第18号
令和8年4月8日受理
令和8年5月12日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所

執行官 森 公彦

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇都宮市東谷町字欠塚 |
| | 地 番 | 2 3 5 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 2 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇都宮市東谷町字欠塚 |
| | 地 番 | 2 3 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 7 3 4 . 2 8 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 宇都宮市東谷町字欠塚 2 3 6 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 2 3 6 番 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 5 . 4 4 平方メートル
2 階 7 4 . 6 3 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	栃木県宇都宮市東谷町236番地2		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（ ） ☐ （物件 ）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☐ その他の者		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地上に農機具置場がある		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある 種類：物置 構造：軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積：約9.72㎡		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者A ☐ その他の者 上記の者が本建物を空き家として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■宇都宮市高齢福祉課（所有者居住施設関係）担当者	先日、現況調査に関する書類をいただきましたが、Aは認知症がかなり進んでおり、今回の件については対応できないと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件所在地に臨んだところ、全戸不在であったので連絡文書をポストに投函したが、回答がなかった。また、所有者Aの居住先に連絡文書を送付したが、宇都宮市高齢福祉課の担当者から、前項記載のとおり陳述があった。そこで、立会人を立ち会わせ、解錠技術者によって解錠の上、建物内に立ち入ったところ、所有者A、同人の亡息子B及び亡夫C宛の郵便物のほか、B所有の遺留動産及びA所有のものと思われる動産類はあったが、1階ダイニングの冷蔵庫の扉が開けっ放しの状態で放置されているなど、A及びその家族等が日常的に生活し、居住している様子は見受けられなかった。よって、本件土地は土地所有者Aが本件建物の敷地として使用し、本件建物は建物所有者Aが空き家として管理占有しているものと認めた。
- 2 物件2土地上に農機具置場（定着物）があり、置場内に所有者不明の自動車が出2台あった。
- 3 物件2土地の北西部分に小さな祠（ほくら）がある。また、物件3建物にソーラーパネルはない。
- 4 物件1、2土地は物件3建物の敷地として一体利用され、境界は不明瞭である。
- 5 物件1、2土地の東側には、幅員約9mの県道（主要地方道宇都宮結城線）が接面しており、当該道路は建築基準法42条1項1号道路に該当する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R8年4月17日(金) 9:20-9:35	宇都宮市役所	間取図及び地番図入手 道路関係調査
R8年4月17日(金) 10:05-10:10	物件所在地	物件調査、外観写真撮影 全戸不在のため催告書をポストに投函
R8年4月20日(月)	当庁	宇都宮市高齢福祉課(所有者居住施設関係)担当者 からAの状況について電話
R8年5月7日(木) 9:40-10:40	物件所在地	物件に立入調査 屋内写真撮影、評価人同行

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年5月7日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人立会いのもと、解錠技術者により解錠し、建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

$$\begin{array}{r} +53 \overline{) 76.389} \end{array}$$


これは地図に記録されている内容を証明した書面である
(宇都宮地方法律局官轄)
令和8年2月2日
福岡法律局

(6枚目)

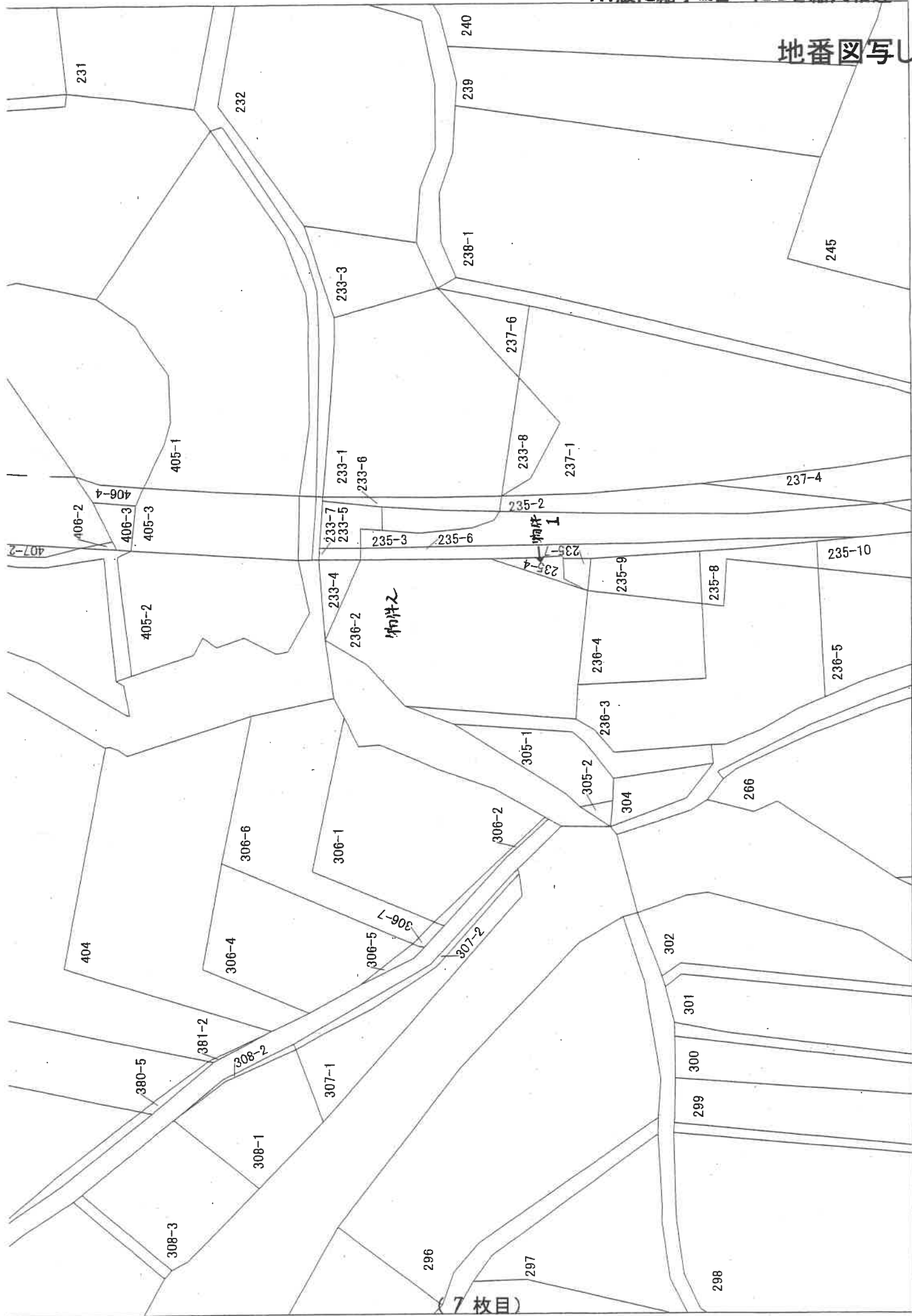
地番図写し



1:500



宇都宮市理財部資産税課
交付年月日: 令和8年4月17日



(7枚目)

登記年月日：平成8年11月14日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(全都居地方務局管轄)
令和8年2月2日 福岡法務局

(8枚目)

MINISTRY OF JUSTICE JAPAN

請求番号：45-2

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

各階平面図・建物図面写し

建物図面
各階平面図

236-2

宇都宮市東谷町字久保236番地2

昭和8年11月14日 登記

縮尺 1/500

申請

縮尺 1/250

作製者

調査士会印

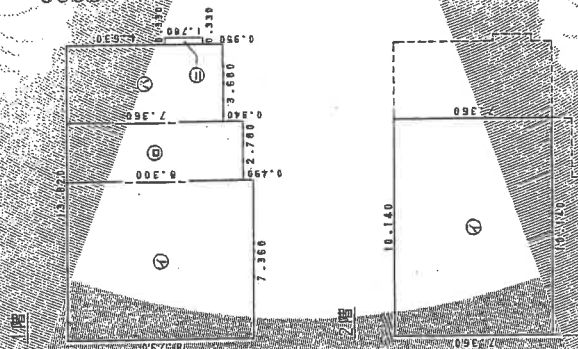
建物3

① 7.360 x 8.790 = 64.55240
② 2.780 x 8.300 = 23.07000
③ 3.680 x 7.360 = 27.06480
④ 0.330 x 1.780 = 0.58740
計 115.46560

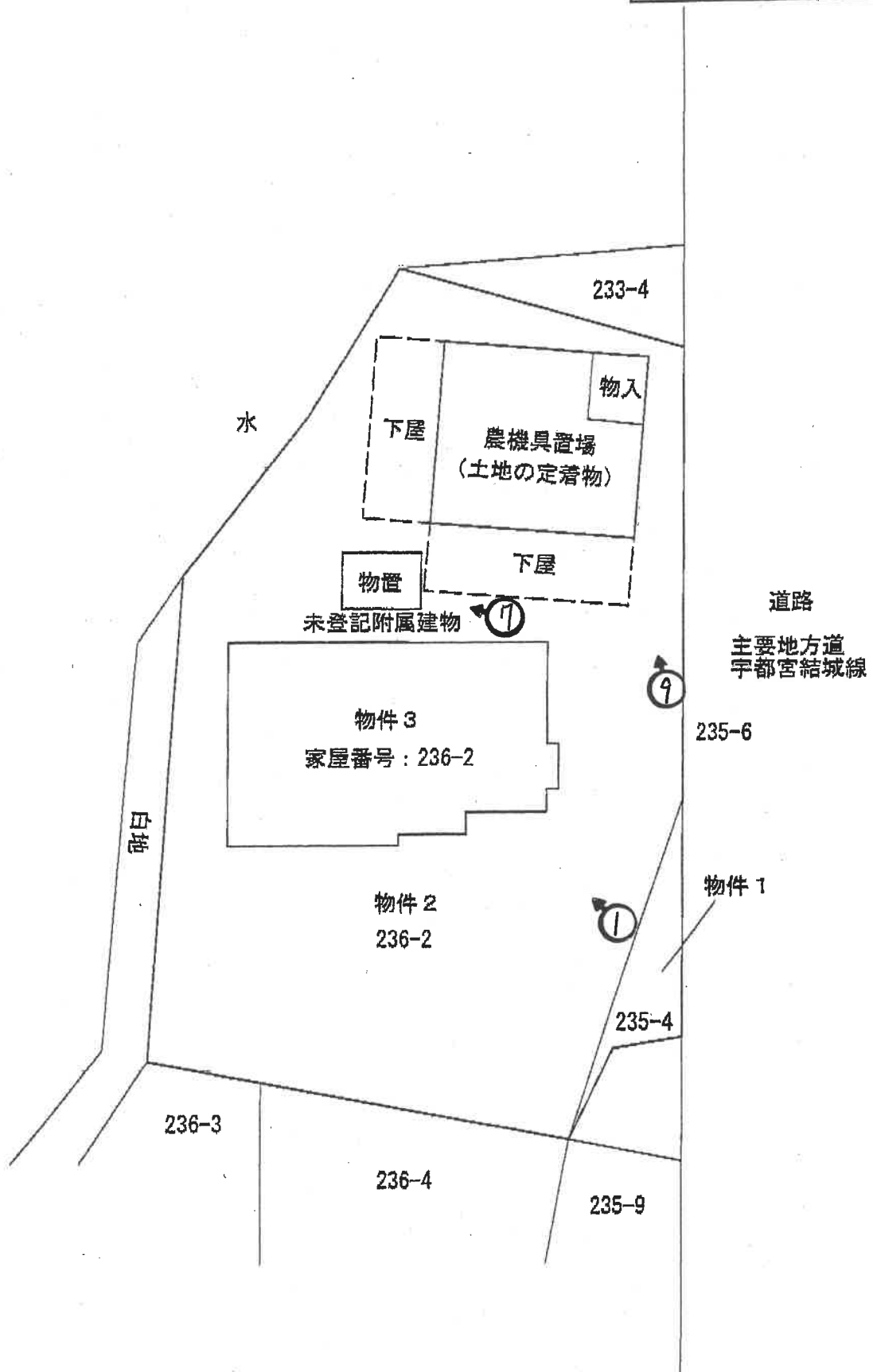
床面積 115.44 m²

① 10.140 x 7.360 = 74.63040

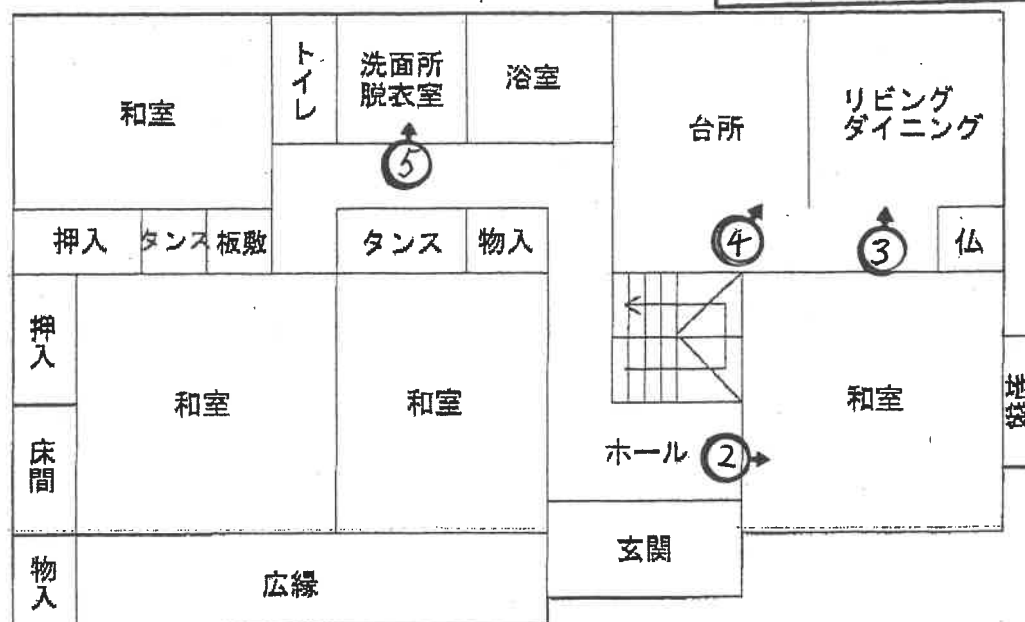
床面積 74.63 m²



←○写真撮影位置・方向



● 写真摄影位置·方向



洋室

台所

トイレ

洋室

廊下

物入

物入

洋室

洋室

物入

物入

スペース

6

物置

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8（未登記附属建物内部）



写真9（農機具置場）



令和 8年（ケ）第 18号
令和 8年 4月11日 受 命
令和 8年 5月 7日 現地調査
令和 8年 5月25日 評 価
令和 8年 5月29日 提 出

宇都宮地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
茂 垣 雅 徳

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,831,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 229,000円
物件2（土地）	金 7,569,000円
物件3（建物）	金 3,033,000円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、法定の手続がとられた場合を除き事前に物件に立ち入ることができないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	宇都宮市東谷町字欠塚 2 3 5 番 4 宅地 22.21m ²	概ね同じ
2	所在地 地目 地積	宇都宮市東谷町字欠塚 2 3 6 番 2 宅地 734.28m ²	概ね同じ
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	宇都宮市東谷町字欠塚 2 3 6 番地 2 2 3 6 番 2 居宅 軽量鉄骨造スレート葺 2 階建 1階 115.44m ² 2階 74.63m ²	概ね同じ
	符 種 構 床面積	号 類 造	(附属建物) 未登記 1 物置 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建 概測 約9.72m ²

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	J R東北本線「雀宮」駅の南東方約2.5km（直線距離）に位置する。 （末尾添付「位置図」位置図参照）	
付 近 の 状 況	当地域は空地が残る中、低層の農家住宅等が散見される県道沿いの住宅地域である。 周囲は水田等の農地を主体に畑も見られ地域で住宅は散在する程度である。 地域内は農地の占める割合が比較的高く宅地利用度は低い。 当地域は住宅地域として現状を維持して推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率	市街化調整区域 指定なし 指定 60% 指定 200%
画 地 条 件	物件1、2で一体画地を形成している 地積 : 756.49㎡ 間口 : 約30m 奥行 : 約24m ※間口・奥行は公図による 形状 : 不整形 地勢 : 概ね平坦 高低差: 接面道路とほぼ等高 接面道路との関係: 中間画地 その他: 西側に水路が存在する（高低差あり）	
接面道路の状況	物件1, 2 東側幅員約9m舗装県道(主要地方道宇都宮結城線、建築基準法第42条第1項第1号道路に該当)	
土地の利用状況等	所有者Aが物件3の建物の敷地として占有している。	
供 給 処 理 施 設	物件1, 2 上水道: あり ガス配管: なし 下水道: なし （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常のコストで敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	関係官公署及び現地調査の結果、本件土地を含む周辺において 土壌汚染対策法第5条の特定有害物質に汚染されている区域は見 受けられない。
特 記 事 項	物件2の土地上に未登記附属建物（物置）1棟、農機具置場（ 土地の定着物）が存在する。 物件2の北西部に小さな祠がある。 対象物件は洪水ハザードマップによる浸水深0.5m未満、一部 が0.5～3.0未満の範囲内にある。 災害リスクに関する情報については、評価人が必要と判断した 場合にのみ記載している。当該リスクの有無及びその程度につい ては、各自治体が提供する最新情報を参照する等により、買受希 望者者において判断する必要がある。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成 8年11月10日新築 経過年数 約30年 経済的残存耐用年数 約5年
仕 様	構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建 屋根 スレート葺 外壁 サイディング 内壁 クロス貼 天井 クロス貼 床 フローリング・畳
床面積（現況）	1階115.44㎡ 2階 74.63㎡ 延 190.07㎡
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 末尾添付間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	動産を残置し空き家の状態で所有者Aが占有している。
特記事項	未登記附属建物（物置）1棟 本件建物は農家住宅の増改築による建築であり、都市計画法上の開発許可は適用除外（平成8年7月10日）の扱いとなっている。なお、建築確認申請時（平成8年6月）における建物の敷地面積（624.69㎡）は概ね国土調査実施前の公簿数量（623㎡）と同程度であるが、現在は国土調査（令和7年7月）の成果により756.49㎡へ変更されているものと思われる。

(附属建物未登記1)

区 分	附属建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数 年月日不詳新築 約30年 約3年
仕 様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 亜鉛メッキ鋼板葺 亜鉛メッキ鋼板 外壁材 屋根材
床面積(現況)	概測計 9.72㎡
現 況 用 途 等	階層 平家建 現況用途 物置 間取り 末尾添付間取図参照
品 等	普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者Aが物置として占有している。
特 記 事 項	特になし

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1, 2 (土地)

目的土地の更地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	20,200	0.90	22.21	0.90	363,000
2	20,200	0.90	734.28	0.90	12,014,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価公示 宇都宮-67

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $18,200\text{円}/\text{㎡} \times 99.8/100 \times 100/100 \times 100/90 = 20,200\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：▲10補正

イ 個別格差：物件1 形状▲5 水路隣接▲5 物件2 形状▲5 水路隣接▲5

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件3 (建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮した上、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	主である建物の価格 (円) ア×イ×ウ
3	160,000	190.07	0.10	3,041,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現 価 率

経過年数30年、経済的全耐用年数35年、経済的残存耐用年数5年、
 観察減価及び中古建物の市場性減価30%、残価率0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率0% + (1-0%) × (経済的残存耐用年数5年 / 経済的全耐用年数35年)} × (1-観察減価30%) = 0.10

附属建物

符号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	附属建物の価格 (円) ア×イ×ウ
未登記 1	95,000	9.72	0.06	55,000

ア 再調達原価 : 対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積: 概測数量による。

ウ 現 価 率

経過年数30年、経済的全耐用年数33年、経済的残存耐用年数3年、
観察減価及び中古建物の市場性減価30%、残価率0%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・ 現価率 = {残価率0% + (1 - 0%) × (経済的残存耐用年数3年 / 経済的全耐用年数33年)} × (1 - 観察減価30%) ÷ 0.06

建物の合計

番号	主である建物の価格 (円) オ	附属建物の価格 (円) カ	合計価格 (円) オ+カ
3	3,041,000	55,000	3,096,000

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	363,000	0.10	場所的価値	36,000
2	12,014,000	0.10	場所的価値	1,201,000

イ 土地利用権等割合：物件1 土地利用権を場所的価値と判定し、その割合を10%と査定した。
物件2 土地利用権を場所的価値と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	363,000	-36,000		1.00	0.70	229,000
2	12,014,000	-1,201,000		1.00	0.70	7,569,000
3	3,096,000	+1,237,000	1.00	1.00	0.70	3,033,000
一括価格（合計）						10,831,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 宇都宮-67

所 在：宇都宮市東谷町字前畑388番2

地 目：宅地

価 格：18,200円／㎡

位 置：JR東北本線雀宮駅約3.1km

価 格 時 点：令和 8年 1月 1日

地 積：515㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：南4.5m市道

用途指定等：市街化調整区域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：小規模農家住宅に一般住宅も見られる住宅地域

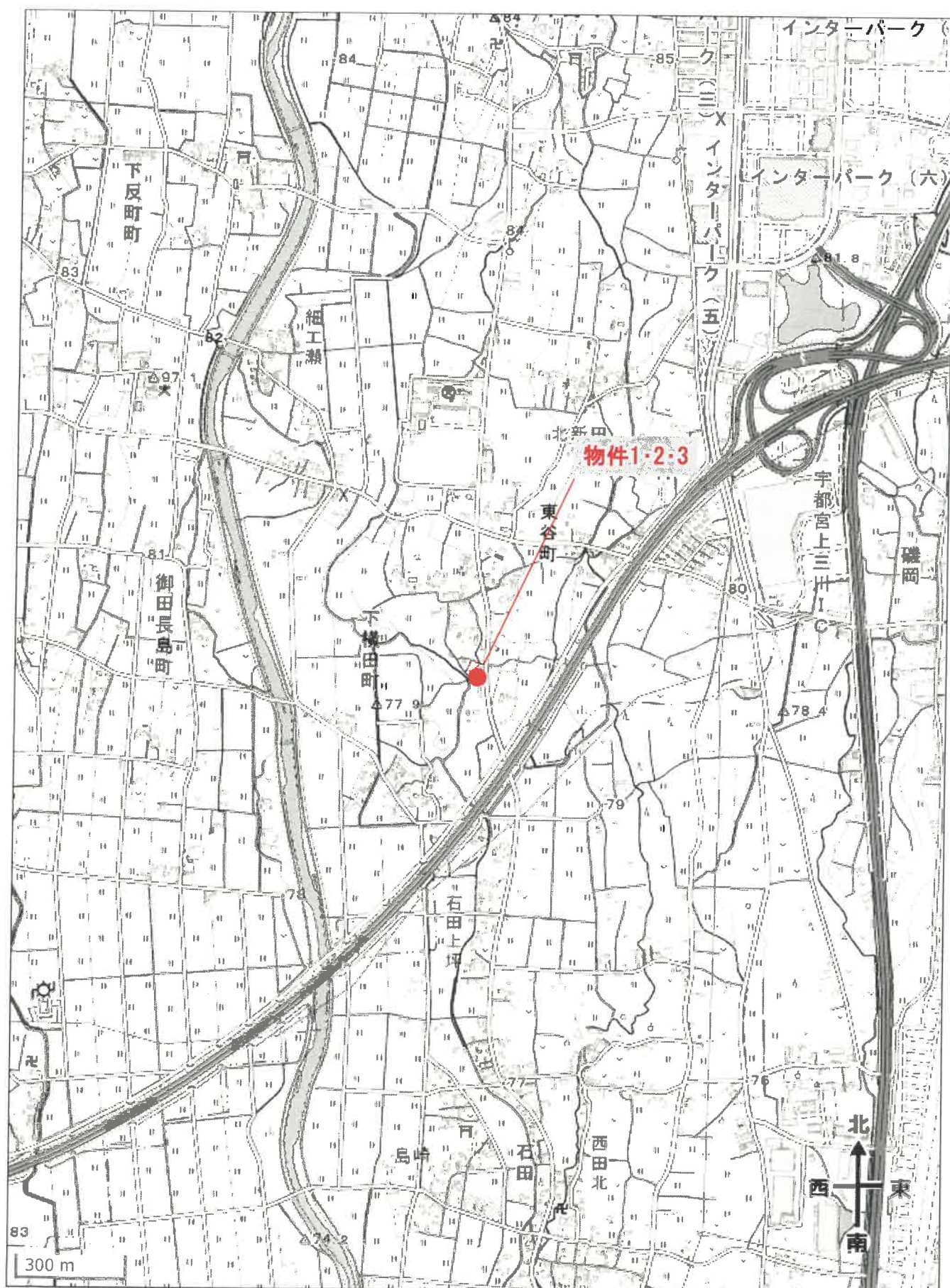
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面写・各階平面図
- 4 土地建物位置関係図
- 5 建物間取図

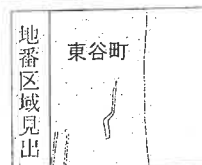
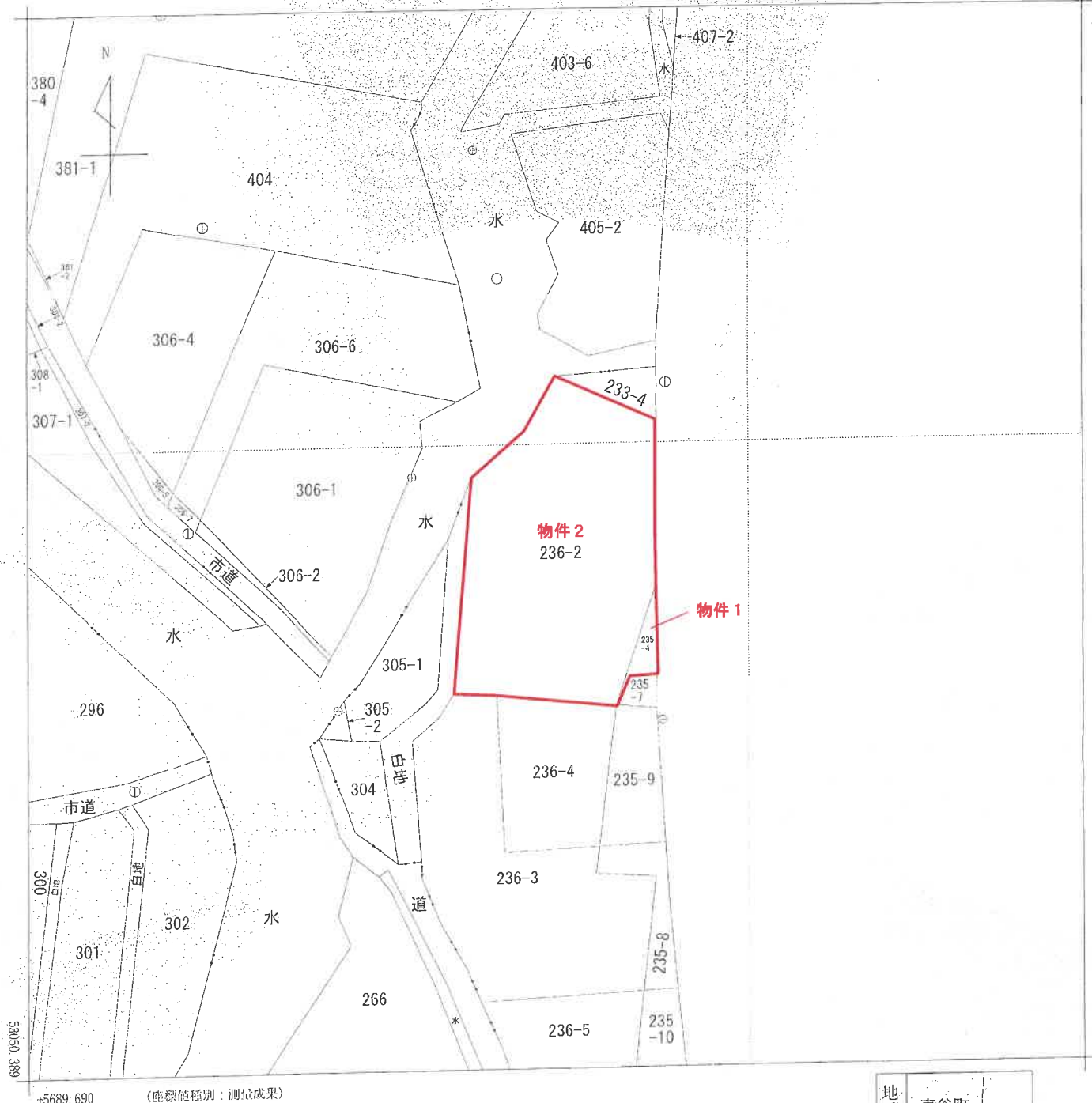
以 上

地理院地図

GSI Maps



出所：地理院地図GSI Maps



A 4 版に縮小コピーにつき縮尺相違

請 求 部 分	所 在	宇都宮市東谷町字欠塚				地 番	236番2			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	乙一	座 標 系 番 号 又 は 記 号	IX	分 類	地図(法第1.4条第1項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	平成30年1月				備 付 年 月 日 (原 図)	令和7年7月		補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局管轄)

令和8年2月2日

福岡法務局

登記官

請求番号：45-1

(1/1)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

登記年月日：平成8年11月14日

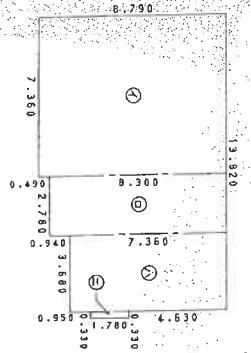
0363086 各階平面図

家屋番号 236-2

建物の所在 宇都宮市東谷町字久塚236番地2

建物図面
各階平面図

1階

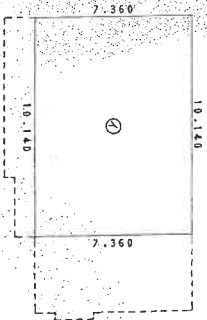


求積表

①	7.360 × 8.790	=	64.65440
②	2.780 × 8.300	=	23.07400
③	3.680 × 7.360	=	27.08480
④	0.330 × 1.780	=	0.58740
計			115.44060

床面積 115.44 m²

2階



① 10.140 × 7.360 = 74.63040

床面積 74.63 m²

A4版に縮小コピーにつき縮尺相違

S 8年11月14日 登記

作製者

土地家屋調査士

11月11日(平成8)

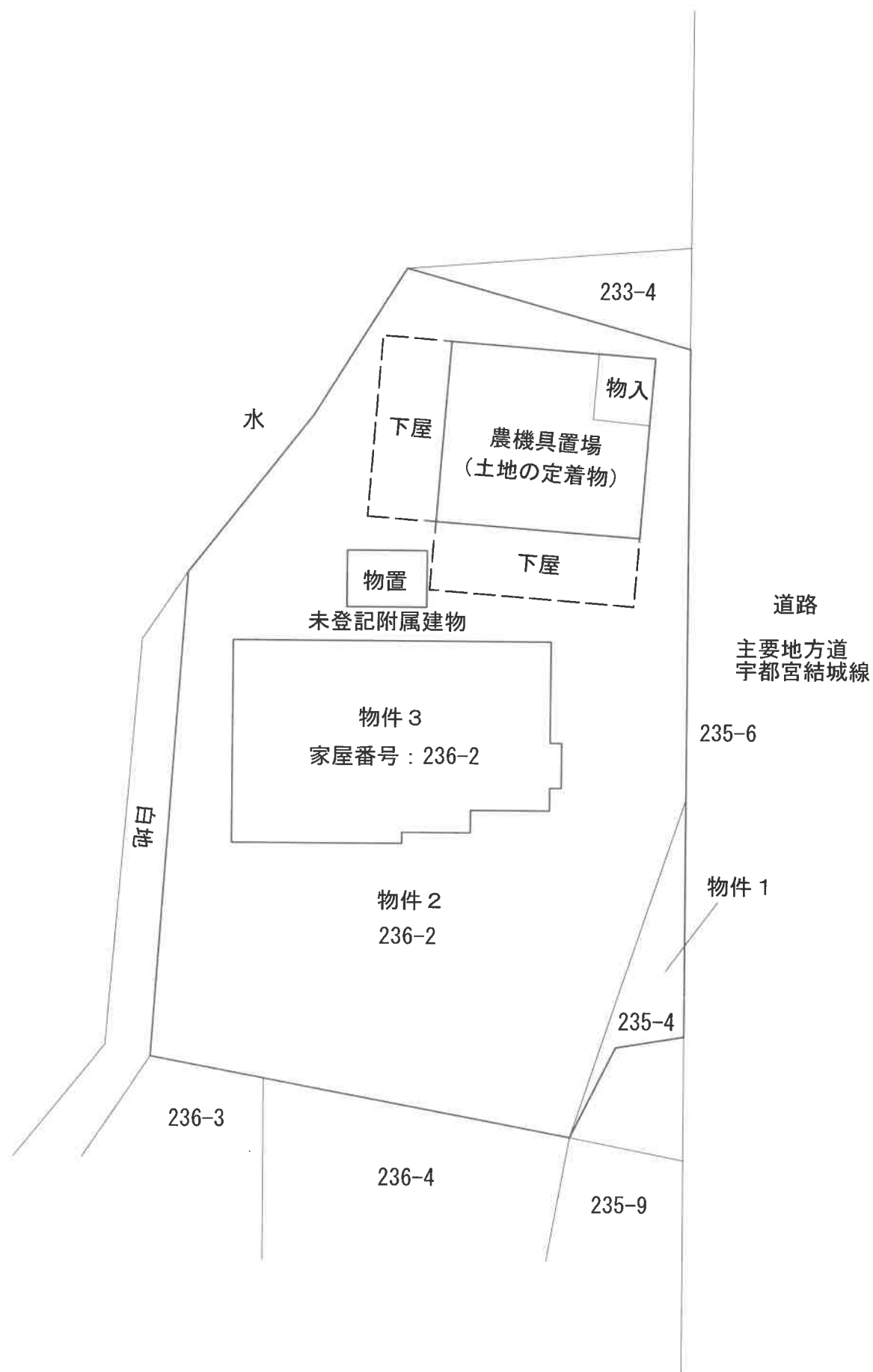
縮尺

1/250

申請人

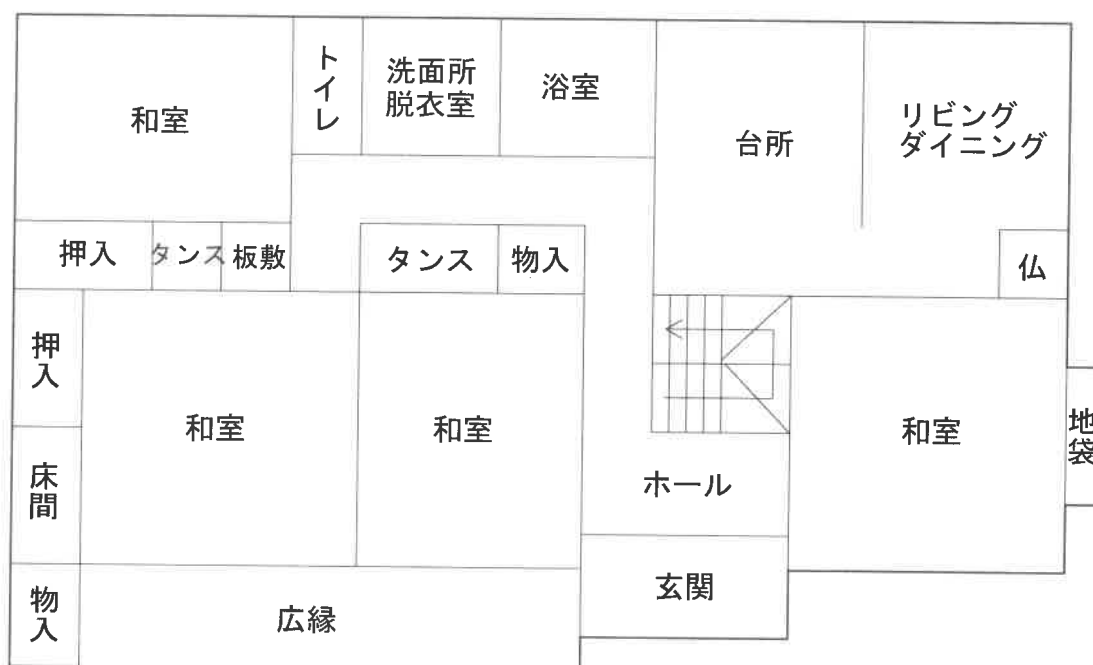
縮尺

1/500

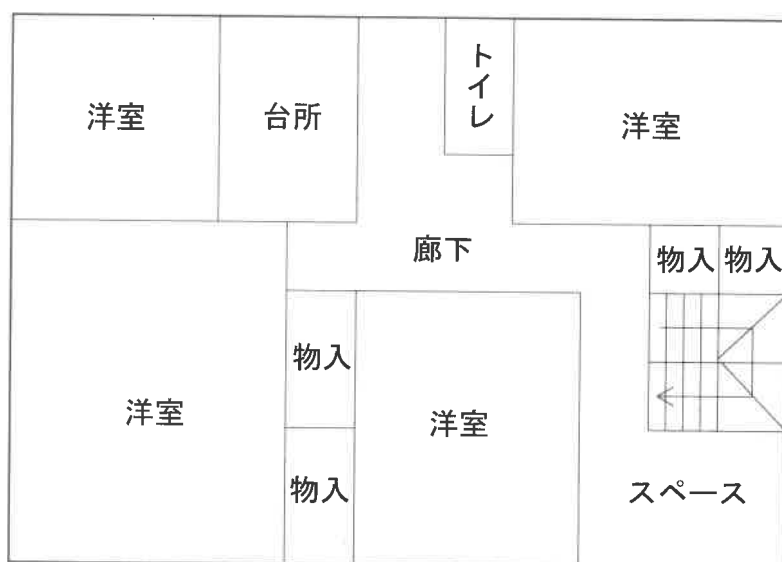


※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。

主である建物

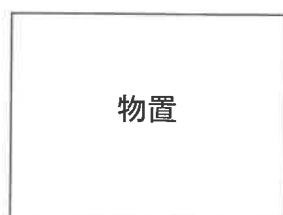


1 階



2階

未登記附属建物



※本図は概略の参考図であり、正確な形状・面積等を表すものではない。